

愛知県森林・林業技術センターにおける公的研究費等の取扱いに係る基本指針

(目的)

第1条 この指針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号）に基づき、愛知県森林・林業技術センター（以下「センター」という。）における研究活動の不正行為等への対応に関し必要な事項を定めることにより、センターにおける研究活動の不正行為等への防止を図り、もって公正な研究活動及び研究費の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費等 国の各省庁が所管する競争的資金（関係省庁から所管する法人等から配分される競争的資金を含む）、国、独立行政法人等から委託される研究に係る経費及びその他センターの責任において管理すべき研究に関する経費をいう。
- (2) 配分機関 センターに公的研究費等を配分する機関をいう。
- (3) 構成員 センターに所属する研究職員、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。
- (4) 研究担当者 公的研究費等を用いて研究又はこれに準ずる事業を実施する者をいう。
- (5) 不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (6) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (7) 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (8) 盗用 他人のアイディア、分析方法、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (9) 特定不正行為 公的研究費等による研究に関し、研究担当者又はかつて研究担当者であった者が、故意又は重大な過失により、センター在籍中に発表した研究成果の中に、捏造、改ざん又は盗用によるデータや調査結果等を示すこと。
- (10) 不正行為 公的研究費等による研究における資金の不正使用及び研究活動における特定不正行為をいう。
- (11) 最高管理責任者 センター全体を統括し、公的研究費等の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動について最終責任を負う者をいう。
- (12) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動について実質的な責任と権限を持つ者をいう。

(13) 部所責任者 各部所における公的研究費等の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動について指導する者をいう。

(責任体制)

第3条 センターの公的研究費等を適正に運営及び管理並びに特定不正行為を防止するために、最高管理責任者、統括管理責任者及び部所責任者を置く。

2 最高管理責任者は、所長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、次長をもって充てる。

4 部所責任者は、技術開発部長をもって充てる。

5 最高管理責任者は、公的研究費等の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動について統括管理責任者及び部所責任者から定期的に報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、公的研究費等の運営及び管理並びに特定不正行為の防止活動の実効性を高めるため、必要に応じて本指針を見直すなど、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(事務処理手続きの相談窓口)

第4条 公的研究費等の事務処理手続きについて、センター内外から相談を受け付ける相談窓口を、技術開発部資源利用グループ（以下「資源利用グループ」という。）に置くこととする。

2 資源利用グループは、公的研究費等の申請、その他のセンター内の総括的事務を行う。ただし、経理（契約を含む。以下同じ。）に関する総括的な事務は管理研修課管理グループ（以下「管理グループ」という。）が行う。

3 資源利用グループと管理グループは互いに連携を図るものとする。

(経費の管理)

第5条 公的研究費等は、研究担当者に代わってセンターが管理・運営するものとし、経理に関する事務は管理グループが所掌する。

2 公的研究費等で購入した設備、備品、図書等は、原則としてセンターに属するものとする。

3 経理に関する事務は、愛知県財務規則等に基づき執行するとともに、関係法令並びに関係省庁等が定める補助金等に関する各種の規定等を遵守しなければならない。

(物品の発注と検収)

第6条 研究に必要な物品は、研究担当者からの依頼に基づき、管理グループの物品購入担当において発注を行う。また、技術開発部の物品購入担当において検収を行い、研究担当者に物品の引き渡しを行うものとする。

(臨時職員の任用)

第7条 研究協力をする者を任用する場合は、「臨時職員の任用、報酬等に関する取扱い要綱」（昭和48年3月28日48人第134号副知事依命通達）に基づき行うものとする。

(規程等の遵守)

第8条 構成員は、公的研究費等での研究業務の実施に当たり愛知県職員服務規程、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員等の旅費に関する条例、愛知県職員の勤務発明等に関する規程、愛知県職員倫理規程等を遵守するほか、関係法令並びに関係省庁及びその所管する団体が定める補助金に関する各種の規定等を遵守し、適正な執行に努めなければならない。

(不正防止の取組)

第9条 最高管理責任者は、不正行為を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の充実に努めなければならない。

2 最高管理責任者は、研究活動の不正行為等を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定する。

3 統括管理責任者は、不正防止計画を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 部所責任者は、公的研究費等に携わる構成員に対し、不正行為を防止するための研修を実施する。

5 部所責任者は、自己の管理する部所内の公的研究費等に携わる研究担当者が、適切に公的研究費等の管理及び執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

6 部所責任者は、前項の実施状況を統括管理責任者に報告する。

(検査)

第10条 公的研究費等の適正な管理のため、モニタリング及び内部検査を実施する。

2 モニタリングについては、支出状況の定期的な確認など適正管理に向けた取組を実施する。

3 内部検査は、最高管理責任者が任命した職員が行うものとする。

4 内部検査の実施の対象及びその数等については、農林水産省農林水産技術会議事務局など公的研究費等を所管する機関の指導があればそれに従うものとし、その他の場合には、最高管理責任者が必要な事項を定める。

5 公的研究費等の適正な管理・運営が実現するように、内部検査委員と関係部所は相互に連携して業務を実施することとする。

(使用に関するルールの相談窓口)

第11条 センターにおける公的研究費等に係わる使用ルール等について、明確かつ統一的な運用を図るため、資源利用グループ及び管理グループに相談窓口を置くこととする。

2 相談窓口は、公的研究費等に係わる使用ルールに関するセンター内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口)

第12条 センター内外からの公的研究費等の不正行為に関する通報を受け付ける窓口は、

管理グループと資源利用グループとする。

- 2 通報は、氏名を明らかにすることを原則として、電話、電子メール、FAX、書面、面会により、不正が疑われる構成員の不正行為の態様を聴取するものとする。
- 3 通報を受けた場合は、最高管理責任者に報告し、事実解明に取り組むものとする。
- 4 事実解明の結果、不正行為があるとされた場合には、最高管理責任者は是正処理及び再発防止措置をとらなくてはならない。

(不正行為に係る調査)

第 13 条 不正行為の疑いが生じた場合の調査は、公正性及び客観性を確保することに努めつつ、別の定めにより迅速に行わなければならない。

(雑則)

第 14 条 この指針に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関して必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この指針は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

「愛知県森林・林業技術センターにおける公的研究費等の取扱いに関わる内規」(平成 21 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。